

(参考様式 1－2)

事前点検シート

ふりがな	かごしまけんひおきし	ふりがな	ひおきしひよしちくかつせいかけいかく
計画主体名	鹿児島県日置市	活性化計画名	日置市日吉地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和 7 年度 ～令和 10 年度 令和 7 年度	総事業費（交付金）	1 6 0， 1 7 6 千円（6 4， 9 1 7 千円）
活性化計画目標	耕作放棄地を集約・活用した果樹栽培を行い、果樹や地域農産物を利用した「農家レストラン・農産物加工所」を新設し、農業の 6 次産業化を狙う。また、生産した果実を原材料とする「クラフトビール製造施設」を備え、従来の農産物加工品に加え、特色ある商品開発で地域の差別化を図る。また、市の一大イベントである「日吉路アート巡り」や「せっぺとべ」等の伝統行事では、例年地域外から多くの人が足を運び賑わうが、本計画では農業交流拠点施設としての機能を整備し、交流人口を活用した企画・運営を行い、農業振興と地域の活性化を目指す。日吉地区の農業・農産物の魅力に触れる拠点、都市や観光客の交流拠点、また新規就農支援拠点や関係人口・人材の育成拠点として、総合的な地域活性化を狙う。	事業活用活性化計画目標	・農林水産物等の販売・加工促進 ・子ども農山漁村交流の促進 具体的数値目標 ・地域産物の販売額の増加（18,343 千円） ・交流人口の増加（13,348 人） ・農業と芸術をテーマにしたセミナー・イベントの開催(17 回／年)

計画主体 確認の日付	令和 7 年 1 月 9 日	農林水産省 確認の日付	令和 7 年 1 月 1 7 日
------------	----------------	-------------	------------------

1 計画全体について

番号	項 目	チェック欄		判 断 根 拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	○	○	地域農産物、地域産物などを提供する農家レストランや地域で生産された果実を原料にしたクラフトビール製造施設・果実加工施設を併設した交流拠点機能を備えた農業交流拠点施設を整備することで、鹿児島市など近郊都市との交流を通して、交流人口の増加や地域農産物等の販売額の増加を図る。さらに、地域資源である伝統行事やアートをテーマにしたイベントを活かして日吉地区の農業・農産物・伝統・アートの体験学習ができる交流拠点として活用し、子供の農村との交流を促進する。その事で地域間交流の促進に繋がることから基本方針と適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。	○	○	第 1 評価指標は、地域産物販売額、地域果実販売額、地域果実加工品・果実クラフトビール販売額を算定し具体的な目標額を算出。第 2 評価指標は、野うさぎの丘の農業交流拠点施設に訪れる客数を算定し具体的な目標数を算出。第 3 評価指標は、日吉地区で開催する農業と芸術（アート）をテーマにしたイベントやセミナーの開催を算定し具体的な目標数を算定している。この事から妥当である
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○	○	地域農産物、地域産物などを提供する農家レストランや地域で生産された果実を原料にしたクラフトビール製造施設・果実加工施設を併設した交流拠点機能を備えた農業交流拠点施設を整備することで、交流人口の増加や地域農産物等の販売額の増加を図る。さらに、地域資源である伝統行事やアートをテーマにしたイベントを活かして日吉地区

				の農業・農産物・伝統・アートの体験学習ができる交流拠点として活用し、子供の農村との交流を促進する。このことから整合性が確保されている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○	○	改善計画中の活性化計画ではない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	○	○	本市の策定している、地域再生計画「日置市まち・ひと・しごと創生推進計画」と施策との連携、配慮、調和等が図られている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。	○	○	事業実施主体株式会社野うさぎの丘の構成員（役員）との連携を図り、地域住民への説明会を12月23日に開催。 （別紙）農業者をはじめとする地域住民等の合意形成の経緯
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	○	○	事業実施主体の女性役員や連携機関NP0かごしま夢未来の女性専門家等の意見を聴取し協議を行っている。
1-5	事業の推進体制は確立されているか。	○	○	事業推進体制については日置市、(株)野うさぎの丘、連携関係機関が一体となって事業推進にあたっている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○	○	活性化計画の目標事業活用活性化目標は、地域農産物、地域産物などを提供する農家レストランや地域で生産された果実を原料にしたクラフトビール製造施設・果実加工施設を併設した交流拠点機能を備えた農業交流拠点施設を整備することで、交流人口の増加や地域農産物等の販売額の増加を図る。さらに、地域資源である伝統行事やアートをテーマにしたイベントを活かして日吉地区の農業・農産物・伝統・アートの体験学習ができる交流拠点として活用し、子供の農村との交流を促進する事であり、事業内容の農業交流拠点施設整備は整合性が確保されている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	—	—	該当なし

1-7	計画期間・実施期間は適切か。	○	○	計画期間は、事業量等の検討を行い令和7年度から令和10年度の3ヵ年とし、事業実施期間は令和7年度の単年度とする。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。	○	○	建築確認申請、農地法の許可等が必要である。建築確認申請は、交付金決定後に実施設計業務委託で実施する。また、農地法は、活性化計画で農地法第4条に係る特例措置を受ける。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。	○	○	交付金額は、農山漁村振興交付金交付等要綱の別表1に定める交付額算定交付率に基づき算定し、別記3の上限事業費は延べ床面積1㎡当たり29万円で算定しており、総事業費が160,176千円、交付対象事業費129,838千円、交付金64,917千円であることから、交付限度額の範囲内である。
1-10	活性化計画区域の設定は適切か（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○	○	日置市は、薩摩半島のほぼ中央に位置し、総面積253.01平方キロメートルを有する第1次産業が主要産業の町である。人口60万人の鹿児島市に隣接しており、東西に南九州西周り自動車道と国道3号とJR、南北に国道270号があり、鹿児島市のベッドタウンとして位置づけられている。文化面では、妙円寺詣りや流鏑馬、せつぺとべに代表される歴史的な伝統行事や薩摩焼や泉質を誇る温泉など、貴重な資源を数多く有している町である。日吉地区は、日置市の中部に位置し、日本三大砂丘の一つ吹上浜を有する自然環境豊かな地区で、面積29.25平方メートルを有し日置市全体の11.6%にあたる。その大部分は、農林地であることから、農業と漁業が主要な産業となっている。このことから活性化計画区域の設定は適切である。

2 個別事業について

番号	項 目	チェック欄		判 断 根 拠
		計画主体	農林水産省	

2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	○	○	本交付金により新たに整備する施設であり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。 実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉕の地域資源活用交流促進施設、㉖の地域連携販売力強化施設、㉗の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉘の教養文化・知識習得施設、㉙の地域資源活用起業支援施設及び㉚の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。 木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。	○	○	日置市建設工事指名競争入札参加者等の指名基準等に関する要綱に基づき、資格を有する建築設計事務所による入札で実施設計者を決定し、建築基準法等や関連法規に基づき建築確認申請を行うため、十分な安全性は確保できる。 又、建築主事による完成検査や建築設計事務所の監理建築士の検査等の検査体制が確保される。
		○	○	交流体験室の内装や屋外ウッドテラスの床に木材を利用しており、木質化に取り組んでいる。
		—	—	該当なし
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記3に定める基準を満たしているか。	—	—	該当なし
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	○	○	本計画において農業交流拠点施設（建築本体31年、建築設備15年、加工機器等10年）であり規定を満たしている。

2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか。			
	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業）費用対効果算定要領（令和4年4月1日付け3農振第3018号）により適切に行われているか）（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）	○	○	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業）費用対効果算定要領（最終改正令和6年4月1日付け5農振第3282号）により適切に行っている。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○	○	投下した総事業費A=145,615千円 妥当投資額B=195,136千円 投資効率=B/A=1.34 算定結果が1.0以上となっている。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㊸自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適切に設定されているか。	—	—	該当なし
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領別記3に定める要件等を満たしているか。	○	○	事業実施主体(株式会社野うさぎの丘)は農林漁業者の組織する団体（農地所有適格法人）であり、別記3の別表1に示しているとおり、事業主体の要件等を満たしている。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。	○	○	事業実施主体株式会社野うさぎの丘が、運営管理規則に基づき使用するものであり目的外使用の恐れはない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか。	○	○	当施設は、人口60万人の鹿児島市に隣接しており、東西に南九州西回り自動車道と薩摩半島の南北に国道270号があり、入込客数や交流状況を踏まえている。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	○	当施設は、農家レストラン等や交流体験室を備えた農業交流拠点施設であり、近隣に類似施設はない。また、日吉地区の観光地や物産館は5.5万人（直近3ヵ年平均値）の客が訪れており、年間を通して多くの来訪者が見込まれる。

	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。	○	○	当施設の利用者は、都市との農業体験交流者や観光客の利用者を対象者にした形態を有している。又、産直レストランや産直物産館を設けており、年間を通して利用できる。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。	○	○	当施設は、見込まれる入り込み客数を考慮し必要最小限の規模で計画している。設置場所である日吉地区は日置市の中央部に位置し、農業中心の地域であるため、地域の農業者や地域住民との有機的な連携が図れる。また、東シナ海に面した日本三大砂丘の吹上浜や国道3号、南九州自動車道等の交通利便性の好条件を有しているなど利用環境にも恵まれている。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか。	○	○	事業実施主体(株)野うさぎの丘の役員・スタッフや連携関係機関との連携を図り、商品開発、商品の地域ブランド化、広報・宣伝販路拡大、など戦略や運営体制を十分に検討している。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか。	○	○	当施設の産直レストラン・クラフトビール製造施設に女性スタッフを雇用する計画である。
2-10	事業費積算等は適正か。			
	過大な積算としていないか。	○	○	本事業の事業費は、鹿児島県内の類似施設事例等を参考に計算し、過大とならぬよう計画している。
	建設・整備コストの低減に努めているか。	○	○	当施設の規模を300㎡の小規模とし、構造を鉄骨造2階建てとするなどコスト低減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか。）。	○	○	本事業の屋外附帯施設は、農業交流拠点施設の農家レストランに併設する屋外ウッドテラスであり、汎用性の高いものではない。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか。）	○	○	本事業で整備する加工機器や厨房機器等は事業実施に必要な設備であり、汎用性の高いものではない。

2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。	○	○	当施設の整備予定地は、60万都市鹿児島市に近く、交通の利便性が良いことから本計画の目的に関して適正な場所である。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか。	○	○	施設用地の地権者は、株式会社野うさぎの役員であり、施設用地は確保している。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記3に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。	－	－	該当なし
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。			
	実施要領別記3の別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記1のⅡのⅡ－1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。	－	－	該当なし
	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か（既存施設は除く）。	○	○	当施設の延べ床面積は300㎡であり、延べ床面積は1,500㎡以内である。
	施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか（既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっている）。	○	○	当施設の上限事業費（交付対象事業費）は、⑳都市農山漁村総合交流促進施設60㎡×29万＝1,740万、㉑地域連携販売力強化施設150㎡×29万＝4,350万である。

2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。	○	○	当施設は、地域で生産された果実を使用した果実クラフトビール、果実加工品を生産・販売し、地域農産物を農家レストランで使用する。また、体験交流施設では地域間交流の促進を図ることから、地域内外又は地域間の相互連携を促進する。果実加工品のブランド化や付加価値を向上させ農家レストランや産直販売所で販売することで、農産物・農産物加工品など地域農産物の販売額増加を図る。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。	○	○	当施設では、地域で生産される果実を使用した果実クラフトビール・果実加工品を製造し、生産者の販売力強化・ブランド化や付加価値を向上させるために必要な施設である。
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。	○	○	体験交流室、果実加工等施設、農家レストランを備えた施設であり、1年をとって運営する。また、継続的に地域住民の雇用を創出する。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。	○	○	果実加工場や果実クラフトビール製造所は6次産業化の施設であり、商品開発や販売戦力などに連携関係機関より女性が参画する。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む。）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。	○	○	事業実施主体において、適正な収支計画を策定し、事業費の交付残については金融関係の融資や日本政策公庫のスーパーL資金の融資を検討している。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。	○	○	日置市建設工事指名競争入札参加者等の指名基準等に関する要綱に基づき、資格を有する建築会社による一般競争入札とする。

2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか。）。	○	○	維持管理計画については、事業実施主体や関係機関と協議し、適切な維持管理計画を策定する。また、施設の管理・更新に必要な資金についても十分検討する。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか。	○	○	事業実施主体である株式会社野うさぎの丘が収支計画を策定しており、税理士等の専門家による経営診断を受ける。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。	○	○	他の事業との合体政策等を行わない。
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）。	○	○	他の事業との重複申請を行わない。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。	○	○	当施設の目的は日吉地区の活性化であり、交流人口の増加、地域産物の販売額の増加を目標としている。
2-22	他の施策（強い農業づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか。	○	○	当施設の果実クラフトビール製造機器は、強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）の対象になるが、事業費要件5千万以上、受益農業従事者5名以上の要件を満たさないため、類似事業では対応が出来ない施設である。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記3の別紙2（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）。	○	○	・地域再生計画「日置市まち・ひと・しごと創生推進計画」（訪ねてよし ひおき、働いてよし ひおき） ・子ども農山漁村交流プロジェクト「事業活用活性化目標」（子ども農山漁村交流の促進） ・中山間地農業ルネッサンス事業」（鹿児島県（農業の『稼ぐ力』グリーン・ツーリズム農泊推進事業）

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「－」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。